

自動車運転職種以外の運転者の取扱要綱

(平成12年3月14日区長決定)

改正 令和3年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、自動車運転職種以外の板橋区職員（以下「職員」という。）が庁用車を運転する場合、運転者を事前に登録することにより、安全運転の確保及び事故防止を図ることを目的とする。

(庁用車の定義)

第2条 この要綱において「庁用車」とは、板橋区が所有権又は使用する権利を有する自動車であって、事前に登録することにより庁用車の運転ができる職員（以下「登録運転者」という。）の使用に供するものをいう。

(運転事由)

第3条 職員が、庁用車を運転できる事由は、次のとおりとする。

- 一 職員の所属する課（行政委員会及び行政委員会に属する課並びに課に相当する組織を含む。以下同じ。）の職務に関連して庁用車を運転する場合
- 二 災害時等緊急に庁用車を運転する場合
- 三 その他特別の事由がある場合

(登録運転者の範囲等)

第4条 登録運転者は、原則として運転免許取得後1年以上の運転経験を有し、かつ、過去に重大な事故又は違反を起こしたことがない者とする。

- 2 所属長は、登録運転者であっても安全運転等に支障があると認めたときは、運転させてはならない。

(登録等)

第5条 各年度において、登録運転者に登録しようとする職員は、登録運転者登録・取消申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、所属長に申し出なければならない。

- 2 所属長は、前項の登録の申請があった場合、登録の要件を確認のうえ、運転者登録簿（別記第2号様式。以下「登録簿」という。）に登載して庁用車運転登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を発行するものとする。
- 3 所属長は、毎年4月30日までに登録簿の写しを総務部長に提出するものとする。
年度の途中において、登録簿の変更があった場合も同様とし、速やかに提出するものとする。

とする。

4 登録運転者は、登録を取り下げる場合、申請書により申し出るものとする。この場合、所属長は、当該登録運転者の登録を取消し、登録証を返納させるものとする。

5 登録運転者が課を異にする人事異動によって登録を取り下げる場合は、前項の規定に掲げる登録取消しの手続きを省略できる。

（登録運転者等の責務）

第6条 登録運転者は、常に法令に定める安全運転の義務を遵守し事故防止に努めなければならない。

2 登録運転者は、庁用車を使用した場合、運転日誌を記載しなければならない。

3 所属長は、登録運転者を安全運転の講習会に参加させるなど安全運転及び事故防止に努めるものとする。

（事故等の処理）

第7条 庁用車の運転によって事故を起こした登録運転者は、事故報告書（別記第4号様式）により所属長に報告しなければならない。

2 当該事故による登録運転者に対する懲戒等の取扱いについては、自動車運転職種の職員と同様とする。

3 当該事故により第三者に損害を与えた場合、損害の補償については、登録運転者の所属長の責任において誠意をもって対応するものとする。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

登録運転者登録・取消申請書

所 属		部（局）	課（所・室）	係
氏 名				
運 転 免 許 証	免許の種類			
	免許の番号			
	取得年月日			
過去の事故又は違反				
前年度の講習会受講歴				
自動車運転職種以外の運転者の取扱要綱第 5 条の規定により、 登録運転者の登録 { を申請します。 の取消を申請します。 年 月 日 課（所・室・館・局）長 様				

決 定 年 月 日	承 認 の 可 否
年 月 日	可 ・ 否